

◎十月廿三日

◇森岡万之進借銀

△彦右衛門実弟の森岡万之進は虚弱で、病気がちなこともあり、森岡家は家計が苦しく、借銀を重ねています。このため勘定奉行矢野を通じて借銀し、彦右衛門が度々取替え(立替え)を行っていきます。いくつか事例をあげておきます。

○(嘉永五年十月十五日)朝森岡万之進來、同人義世帯向兎角逼迫、余力事等も寤得不致、只今之通二而者先々取続之処も無心元候二付、養生方畑作を始試度兼而之心組二候処、此節五畝抔物六丁目新田二有之、直金四両三歩二而手二入候二付、何卒買入度旨内談二參候二付、至極可然存候旨答置、尤差向代金者予才覚致遣候答也、

○(安政四年十二月七日)朝小倉甚右衛門を呼、森岡世帯向之義、予愚考之処段々申値、其段頭書二して相渡置也、

○(文久元年十一月廿四日)今朝万之進來、同人勝手向只様借財嵩、逼迫至極之由二而内談有之、予も是迄不絶少々宛合力も致遣候得共、何分世帯向取締一際嚴重二趣法を立不申候而者速茂始終之取続者出来不申□二付屹度致分別候様二及教誨置也

○(十二月六日)「昨夕矢野犀右衛門就御用向入来、折柄森岡万之進世帯向世話之義同人方頼候由二而内々相談有之、厚相頼置、且当方取替物趣法中浮置等之義承込也

○(文久三年十月十日)「朝矢野犀右衛門入来、森岡世帯之義兼而同人世話いたし呉居候処、自今万之進受取自身二致度二付相渡候旨、尤高木采助方も最早此度者自身二急度取締候覚悟二付渡呉候様二との頼も有之、旁安心致相渡候旨申置候由、右之義者下地方之進方も内々相談申聞候故、致同意置候也

○(慶応二年五月三日)「朝高木采助入来、森岡借財之義二付内談有之、お佐代縁組入用も約り、式拾金二而相済候由也

○(慶応三年二月九日)「夜長武左衛門来話、森岡万之進兎角難渋、当方方も不地飽米銀之世話も致遣候得共、何分内輪之取締不且もの相見、いつ迄も世帯取直し之目途も無之、甚以先々不案之次第二付、予考之趣及内話、得と考呉候様二与申置也

○(慶応三年七月十日)「昨朝万之進來、当盆仕回難渋二付、五円借用之義家小へ申置候由、今朝向又様子聞二来候由、兼而當春来長武左衛門周旋二而取締方精々相約置候義二有之処、右様之次第故、熊与一円二取替候義不相成旨家小へ申置、及返答也

*森岡万之進は役替え(周防様御付き)に伴い、嘉永五年三月に六丁目へ転居を命じられたことを契機に、養生を兼ねて同年十月に六丁目新田で畑を四両三歩で入手して畑作の内職を始めますが、手に合わず、四年後の安政三年十月には手放しています。その後も彦右衛門から度々家制改革(趣法)を提案されますが家計は好転せず、慶応三年七月にはついに彦右衛門から借金を断られます。

◇趣法：借財を整理・返済してもとに立ち直るために実施された家制改革のこと。通常は借財の返済計画を立て、年限を決めて実施されます。

△「趣法役所」は、他家では事例のない東城浅野家独自の役所と考えられます。設置時期は明らかではありませんが、東城浅野家の収入や支出を管理するともに、殖産興業政策を立案し実施しました『村上家乗 二元治元年・慶応元年』の解題で説明しています。安政五年七月十四日に死去する家司役の渡辺宗右衛門が文化十年(一八一三)に家司役に就任して以来、四十七年間同役を務め、その手腕により格外に省略を行った結果、家老三原浅野家や上田家の財政が逼迫したのに対し、東城浅野家では「御趣法役所之御金も凡壹万金二及」びました(「村上家乗」(嘉永六年三月廿八日頭書)。その一方で、両家と比較して東城浅野家では大砲の開発などでは遅れを取っています。

◇押証文：

押証文の制(おさえしようものせい)

町借押証文の制とも、町借押米の制ともいう。

享保三年(一七一八)広島藩は藩財政の逼迫に伴

い、藩は家中の借銀に感じ難くなったので、町

方金融を家中に対しても受けさせるために、こ

の制を創始した。この制は、家中・町方の相対

借銀に際しても、代官(給人の場合や勘定所吟味

役(切米取りの場合)が保証人となり、家中の者の

知行物成や切米を抵当にして、請負証文を書い

て保証に立ち、町方から借銀させる制度である。

なお、借銀の利息は月一步三朱以下、十か年以

内の年賦償還とし、返済できなければ抵当物を

押さえるというものであった。この方法は、町

方金融を円滑にするものであり、家中の中には

物成・切米高を「不残書入」て借銀する者も現

れた。このため、藩は享保八年(一七三三)一定の

制限(物成・切米高の半分以下の借額を加え、さら

に、享保十六年には知行高百石につき二〇石・

切米十石につき四石までと制限し、その後、藩

士の町借のふべてを藩が肩代わりして、月利八

朱に改め、勘定所から三か年賦で返済すること

にした。この後、寛保二年(一七四二)以降は、家

中・町人の相対貸借を禁止して、すべて勘定所

貸銀方の統制下で行わせることにした。すなわ

ち、同年の暮れ、広島の高商糶屋吉右衛門・胡

屋市左衛門を勘定所用聞とし、家中の押証文に

よる借銀はすべて両名の扱いと、一借受度

面々へ」あらかじめ貸銀方の許可を必要とした。

(県一)

金岡照編『広島藩における近世用語

の概説』

覚

高拾三貫二百拾玖別紙連借証文前之内

一銀老貫二百式拾目 但利足月八朱之定

右者当町若狭屋甚兵衛方二而借用致

候、返弁之儀者当暮。私御切手之内

押証文前式石四斗ツ、毎歳無相違相

渡売払、元利皆済迄年々引取呉候約

束二御座候、依而押証文年々銀主江

直二相渡し可被下候、此段御請公日被

成下候様奉頼候、依而証文如件

文政十亥年九月 高橋繁亮

池田多仲様

波田茂左衛門様

前書之通承届候、元利皆済申出候迄毎

歳押証文其方江直二相渡可遣候也

文政十年 波田茂左衛門

亥九月 池田多仲

若狭屋 甚兵衛江

県立文書館所蔵「京橋町保田(義)家文書 206

*右は「押証文」の事例です。広島藩士

高橋繁亮は若狭屋から銀一貫320目を

借銀しましたが、高橋が直接若狭屋か

ら借りるのではなく、高橋の切米(扶

持米)切手を抵当にして、月八朱の利

息で、池田・波田という勘定所役人を

通して若狭屋から借銀する形を取って

います。

△森岡万之進の場合は町方ではなく、趣法役所から六兩借用し、切米一石の押証

文と国泰寺村の畠証文を担保に入れています。ただ万之進が国泰寺村の畠を所

有していたとは考えにくく、有価証券としての証文を所有していたか(それも

無理があるような?)、又は趣法役所の配慮で、趣法役所が所有する畠証文を担

保に町方から借金したのかもしれない。

◇利息月五朱：利息の「朱」は「厘」と同じ。従って1年間の利息は、元金6兩

×月0.005(5朱)×12か月0.06(6兩)(金1分1朱余)

※金1兩4分16朱

◇御藩中大砲之數公儀江御届：

▼○(安政二年)九月廿四日 関尚之丞・小幡孫兵衛等に命し特に海防の事務を調

査せしむ

異国船防禦は從來一定の軍備ありと雖、近年世運は大に開化し、外船の防禦

実戦の準備等は最旧式に抛り安んずべきに非ず、宜く兵器を始め改良すべき

もの多く、既定の兵備は以て急速事に應じ難し、故に先つ出張の軍隊は幕府

海防の旨を体し、砲器専要なる軍隊の組織と為すことに定め、関尚之丞・小

幡孫兵衛・小島太郎作・野村良之進・永田完二を擢て海防掛専務を命し年寄

生田筑後をして左の如く内達せしむ(後略) 「芸藩志」巻六

*広島藩が大砲の数を幕府へ報告したという記録は見つかりませんでした。しか

しこの「芸藩志」によれば、この頃広島藩では、次頁表のように薩摩・佐賀藩

などが、すでに反射炉を設置して本格的に大砲製造に着手しているのに比べて

「最旧式」の軍備であることは明らかです。広島藩ではそれを憂慮し、大砲な

どの改良に着手しています。三家老家に大砲数調査を命じたのは現状把握が目

的でしょう。同時期、家老上田家の記録には同様の記事があります。

▼同(安政二年十月)廿四日

一此度貫目以上之大筒公儀江御届ケ二相成二付、此方様二も貫目以上之御筒御座

候ハ、明日中二郡御奉行衆迄御達被成候様二昨夕手島鷺一郎佐々木正之助宅

へ参り申聞候二付、今日左之通り御達相成候事

一右御届ケ之節勿論、此御方様之御筒ハ此御方之御名ヲ揚ケテ御届ニ相成候趣も
 驚一郎申聞候由、

山田清助

小島太郎作 様 三人

以手紙得貴意候、然者主水所持之大炮玉目等差向御届被申候様御移合茂御座候付、

別紙書付書通被差出候間、宜御

頼被申候、尤私共内参上仕候様

可被申付管ニ御座候へ共、今日

ハ最早御出仕中ニ可有御座候

間、乍略義為持差出申候、此段

可貴意旨被申付如此御座候、

以上

十月廿四日

覚

一大炮

壹挺

但車台附

筒銘

一ホーイツスル

玉目

一十三ホント

右之通り昨年鑄立等

相調申候、以上

卯十月

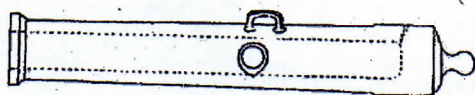
安政二年十月・上田家「御公
 用日記」(三原市立図書館所
 蔵)

表2 薩摩藩、佐賀藩、湯島(関口)大砲製作所と川口増田家(幕府御用)の大砲鑄造実績

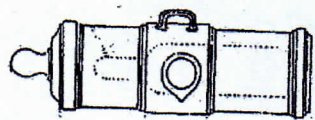
藩名又は鑄込み場所	薩摩藩	佐賀藩			湯島 (関口)	川口増田家 (幕府御用)	
		青銅	鑄鉄	不明		青銅	鑄鉄
70~200 匁砲	104	—	—	—	12	226	6
300~500 匁砲	172	—	—	—	—	26	1
600~700 匁砲	71	—	—	—	—	—	—
1~5 貫目砲	7	27	—	—	1	30	1
6~13 貫目砲	—	—	—	—	—	19	—
1~10 ポンドカノン砲	88	71	—	3	12 (73)	7 (32)	3
12~24 ポンドカノン砲	160	29	—	16	73 (70)	10	4
30~40 ポンドカノン砲	19	12	70	1	(15)	—	—
60~150 ポンドカノン砲	14	10	4	—	22 (3)	3 (18)	—
大きさ不明大砲	46	—	—	3	—	1	—
12~18 ドイムリ忽微砲	27	17	—	—	34 (25)	—	—
15~29 ドイム忽微砲	20	3	—	—	21 (6)	—	—
口径不明忽微砲	—	—	—	—	—	3 (12)	3
12~13 ドイム白砲	—	53	—	—	—	—	—
15~29 ドイム白砲	50	12	—	12	—	1	—
口径不明白砲	16	—	—	—	—	3	—
忽微砲又は白砲	—	—	—	4	—	4	—
小計	794	234	74	39	175 (192)	331 (62)	18
合計	794	347			367	411	

注1) 1ドイム=25.4mm.

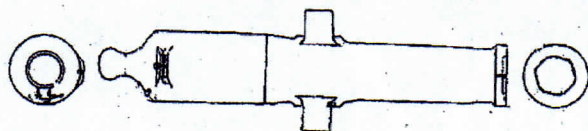
2) ボン(短)カノン、ベギサンス、カルロンナーデ=カノン砲、ホイッスル、ホートホイッスル=忽微砲、モルチール、ハンドモルチール=白砲



(a) 忽微砲



(b) 白砲



(c) 4ポンド山砲¹⁰⁾

図1 各種鑄物の大砲の概要図

◇大砲壹貫目以上：和式砲の大きさは用いる球形玉弾(鉛か鑄鉄製)で表示しま
 す。重量の一貫は明治になって正確に11.375 kgと定義されました。
 ◇差向(さしむく)：直面する。当面する。『日本国語大辞典』(小学館)
 ◇判談：物事が今どうであるのか、今後どうなるのか、どうあるべきなのか、ど
 うすべきなのかを直観的に、又は論理的に考え、決めること。

◇十三封度(ポンド)：オランダやイギリスなどから各種の大砲
 が輸入され、オランダから大砲鑄造法の翻訳が嘉永五年に完成し
 出版されています。それらを参考にして製造した大砲が洋式砲(カ
 ノン砲、忽微砲、白砲)です。これに用いる玉弾の質量はポンド
 で表示し、大砲の大きさの呼称としました。13ポンド約5.9 kg
 ◇忽微砲(こつびほう、ホーウィツスル)：同口径のカノン砲に
 比べて、口径に対する砲身長が短く、低初速、短射程ですが、高
 仰角の射撃に主用します。イギリス英語でHowitzer。片仮名表記

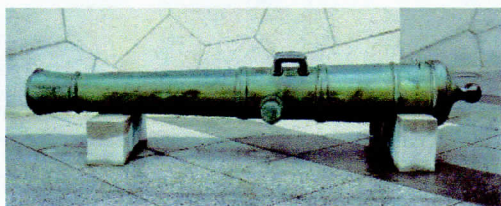
→ 中野俊雄「幕末の鑄物の大砲(続)」『鑄造工学』第74巻(2002)第2号



肥前武雄の20ドイムモルチール砲
(重要文化財)
「文化遺産オンライン」
(<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/260409>)



品川台場に復元された6貫目ホイッスル砲
(<https://ameblo.jp/ohi-panda/entry-12532195169.html>)



品川台場に設置されていた80ポンドカノン砲
(https://mag.japaaan.com/archives/76211/shinagawa_baidai_cannon)

ル携帯可能な臼砲を製造したという記事はありませんでした。東城で大砲(カノン砲)を製造したという記事が出てくるのは、安政三年九月のことです。

では「ハウイツァー」「ホイッツァー」など複数あり一定しません(アメリカ英語における呼称の片仮名表記は「ハウザー」)。旧日本軍では榴弾砲(りゅうだんほう)と呼称しました。

◇臼砲(きゅうほう、モルチール)：砲身が短く肉厚で、臼に似ていることから日本語では「臼砲」と呼ばれます。幕末の日本にはオランダ製の12ドイムと20ドイム臼砲が持ち込まれ、音訳して「モルチール(砲)」とも称されて、日本初の反射炉を持つ佐賀藩で初めての国産近代火砲が製造されました。弾道が高く、命中精度は高くありませんが、城郭攻撃などに適していました。

△(参考) カノン砲(加農砲、キャノン砲)：同口径の榴弾砲に比べて口径に対する砲身長が長く、高初速・長射程ですが、重量とサイズが大きくなり、やや低仰角の射撃に主用します。

◇一昨三貫目玉之卑耳臼礮(ハンドモルチール)一挺鑄造：「一昨年」は嘉永六年ですが、同年「家乗」に東城で大砲(ハンドモルチール)携帯可能な臼砲を製造したという記事

はありませんでした。東城で大砲(カノン砲)を製造したという記事が出てくるのは、安政三年九月のことです。

○(安政三年九月十八日頭書) 十八日、此度東城表ニ於て大砲御鑄造有之、左之通何も相調、先月廿四日、当月十日両度打様も有之候処、何も無滞、誠ニ結構ニ出来致候由也。青銅製六斤ノ一迦納(カノン)短煩車台付、老挺ノ但陸軍煩也。室徑三寸壹歩五厘ノ全長五尺九寸ノ全量、百六拾貫目ノ彈量、一貫三百拾匁ノ但鉛彈ニして之積也。右鑄工者備中勝山藩森谷積藏与申者之由也。

◇吉田与一右衛門：吉田家は東城浅野家士で与力(在東城)の家柄。安政四年四月八日頭書の死去記事には「荻野流炮術之達人、且弓・劍術等も免許二而、其外博識之人物」と紹介されています。

◇礮(ほう)：左の『大漢和辞典』によれば「礮」は「砲」に同じで、『角川大辞源』によれば「礮」は「砲」の本字(異体字)です。つまり漢字は「礮」で、意味は「砲」です。「汜独白礮」(「手白礮」)は手で持ち運びできる大砲です。◇四寸二歩三厘：約16cm。◇一尺：約38cm

◎十月廿四日

◇御七夜(おしちや)：子供が生まれて七日目の祝い。またその日。第一次の忌明けにあたり、赤子の初外出や名つけの日にするところが多い。『日本国語大辞典』(小学館)

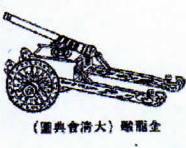
◇妙円廟：村上家初代三郎右衛門室。文久元年秋に院号を追贈され、法名は慈光院釈智寂妙円大姉となりました。享保十年(一七二五)十月二十四日死去。

◇鹿毛(かげ)：(鹿の毛色に似ているところからいう)馬の毛色の一つ。鹿の毛皮に似た毛色。特にたてがみ、尾、四肢の下部が黒いもの。色の深淺により黒鹿毛(くろかげ)、白鹿毛などの種類がある。『日本国語大辞典』(小学館)

6679 礮(ほう) 石(いし) 16(じゅうろくにん) おおつう 一(いつ) 砲(ほう) (三十九) 礮(ほう) (角川大辞源)

諸橋轍次『大漢和辞典』(大修館書店)

礮(ほう) 或从包、从約。(正字通)礮、俗作砲。



(軍典會清大) 礮砲全

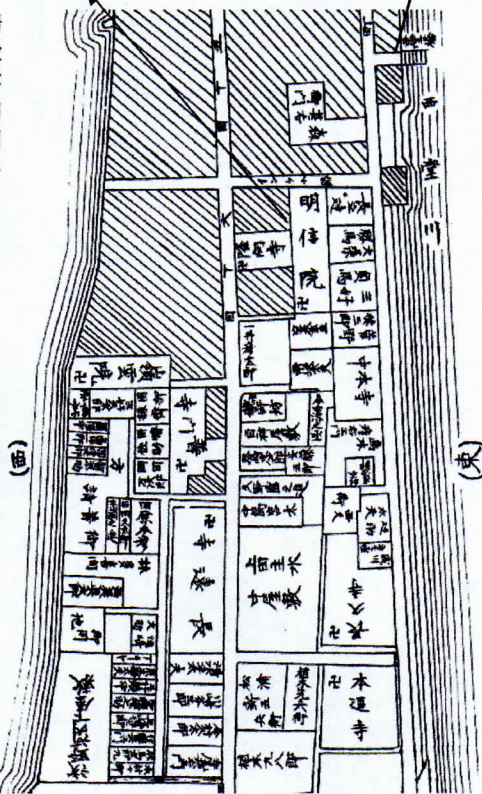
●いしはじき。機を以て石を發するもの。古の攻戰の具。機石。(集韻)礮、機石也。(唐書)李密傳以機發石、爲攻城械。號將軍礮。●拋(の) (抛)に通ず。(潘岳)閑居賦。礮石雷駭。(注)善曰、礮石、今之拋石也。●或は礮(ほう)ニ作る。(集韻)礮、或从包、从約。(正字通)礮、俗作砲。

礮(ほう) 24552 礮(ほう) 24580 (集韻)投教切 礮(ほう) 24580 (集韻)同 礮(ほう) 24580 (集韻)同

「西堂(せいとう)川」(現在の市電宇品線)に架かる屋根付き橋の西堂橋の対岸は白神社

広島心学 ひろしましんがく 知行合一の立場から心の修養をめざす学問を広く心学というが、石門心学が代表的である。石門心学は今から250年前、石田梅岩(1686~1744)が京都で神道、儒学、仏教の教えをひとつにして庶民を教化したのが始まりである。その後約150年間、門弟相次いで武士にも共鳴者があられ、その門人3万6000人余と記録されている。石門心学は平易でしかも深い意味をもった道話によって人間として正しく生きる道を読み、当時の社会教育として最大の力を発揮した。その教えは人間が生まれながら持っている本心に目覚めて、忠、孝、知足安分、正直、堪忍、儉約の徳目を実行することを主眼とするが、単に封建道徳を主張したのではない。開祖梅岩は商人が天下の財物を運用して利を得るのは武士が俸禄を受けるのと同じであり、商人も武士も人間の尊厳において上下の違いはないという。すなわち、社会的身分の違いを認めつつ人間の平等を主張したのである。もちろん個々の心学者によって個性や流派の違いはあるが、その中で京都心学は主として朱子学を理論の根拠とし、江戸心学は禅と結びついて見性悟道をめざすところにそれぞれ特色をもっていた。広島心学はこの両派の感化影響を受けて矢口来応(1782~1858)に始まり、さらに奥田頼杖(1792~1849)、中村徳水(1800~1856)、宮本愚翁(1839~1903)ら一流の心学者が出て、文政年間以後、京都心学、江戸心学とならんで三大中心のひとつとなり、さらにその最高権威になったこともある。広島心学の活動の本拠となったのは歛心舎、敬信舎の2講舎である。歛心舎は町人によって設立され、その第1代舎主となった奥田頼杖は京都心学を継承している。これより少し遅れて敬信舎を創設した矢口来応は広島藩士であり、江戸心学の道統を継いでいる。広島心学においては来応を盟主としてつねにこの両講舎が協力して活動し、その範囲は広島城下を中心として三原、尾道、福山に及び、さらに松山、萩その他京坂、九州の各地でその名を高くした。ことに中村徳水は東北地方から九州に至るまで全国的に教えを広め、ついに江戸の参前舎主となって、その門弟二千数百人に及んだ。広島心学は京都心学、江戸心学を統合して独自の学風を樹立し、宮本愚翁は阿彌陀仏信仰の根本と心学の本心とは一致するとし、また、博愛、平等を主張する西洋思想も心学と同じであるとして、石門心学共通の習合思想を説くとともにその近代化を企てている。広島心学者として名をあげた者は、上記のほか久米道柳(1775~1852)、増原正寛(1781~1853)、栗原如心(1789~1861)、矢口仲子(1790~1846)その他多数いる。一矢口来応 → 奥田頼杖 → 中村徳水 → 宮本愚翁

明信院。北側の小路は「インゲ小路」



明信院 みょうしんいん 広島市中区宝町の真宗大谷派広島別院。もともと本願寺八世蓮如の曾孫に当たる近江国(滋賀県)慈敬寺五世証智が、石山合戦の後、本願寺十一世蓮如の長男教如を伴って安芸国(広島県)に下向し、毛利輝元によって広島城下中町(広島市中区中町)に建て与えられた円証寺(一説に一心寺)を起源とする。証智の妻は毛利元就の娘で、証智の後継ぎをした教智と輝元はいとこに当たる。本願寺の東西分離に際し、教智は教如を支援、東派に属し、円証寺の役寺である常念寺、因伝寺、万休寺もそれに従った。教智は晩年、実子に後継ぎをさせ、自らは近くに隠居し、明信院と名乗っていたが、実子が円証寺を西派に転派しようとしたので義絶し、1647年(正保4)隠居所を明信院として本堂を建てた。翌年、明信院は東本願寺掛所(広島御坊)に昇格し、院内の常念寺、因伝寺、万休寺住職が1交代で輪番を務めることとなった。しかし、1779年(安永8)この3カ寺住職に問題が生じ、追院され、その後、常念寺、因伝寺の住職が交代で輪番を務めた。一説によると、最初から原爆で全焼するまで常輪番を務めたともいわれる。戦後は、この3カ寺住職以外の者が輪番になり、寺地も現在地に移転した。1952年(昭和27)以後は、大谷派山陽教区の教務所長が姫路別院本徳寺輪番と兼務し、明信院には駐在していない。宝物類も、常念寺の権利となっている。

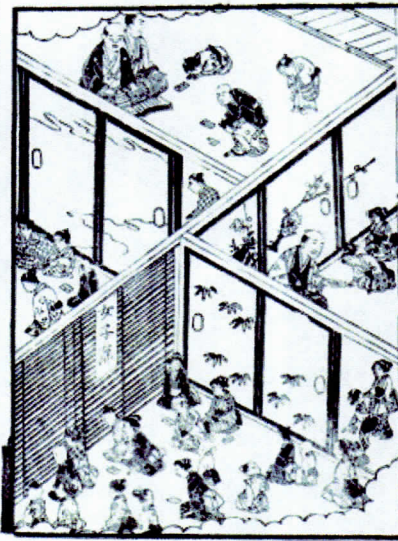
「広島城下絵図 其八」

文久3年7月『藩政時代か。広島城明細絵図』

『広島県大百科辞典』

(水原 史雄)

「伯耆之客僧」の「説法」は「心学道話」がかった説法ということなので「石門心学」そのものではないかもしれませんが、似通った「勸善(善を勧める)のような道徳を説いてたようです。下の挿絵のように、男女は男子席・女子席と、席を分けて聴聞したのではないでしょう



『広島県大百科辞典』(中国新聞社)

令和四年二月資料（二分後追い）

村上家乗安政二年十月十五日～十月廿一日

一、先月の解説文活字読みの確認点 ?

二、指摘・意見・質問・他諸々 ?

三、報告・お知らせ まん防延期により休止となりました。

◇ もしも再開の場合は

主用例余は、主用五申（第1土曜日） 午後一時半迄
 四月例会は、四月二日（第1土曜日） 於第一・第二研修室です。
 五月例会は、五月七日（第1土曜日）

（再開の知らせがあるまでは休会です。）

（再開当日の会場当番は、A6班及びB6班です。）

再開月は席移動月とします。再開の場合、席移動をお願いします。

班単位で前回より1つ宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください。

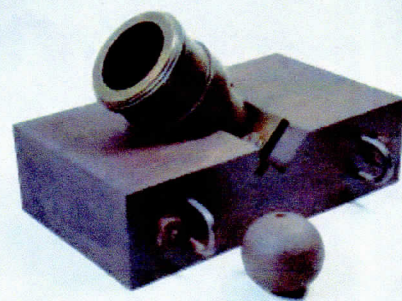
***** 萬津箱 ***** (余談) *****

興味にまかせて.....

廿三日頭書「吉田与二右衛門所持卑耳白礮之図」口径四寸二步三厘◇

四寸二步三厘=12.82 cm (約13 cm) 参考資料の 18cm は鯨尺(和裁)
 曲尺一尺=30.303cm 38cm

ドイム・オランダの旧制の長さの単位。中世は インチ同様男性の親指の幅に由来する 2.57cm であったが、メートル法の一般化に伴い 1cm と同じ意味に使われるようになった。オランダでは 1800 年ごろまで旧制で使われ、幕末に日本に伝わったドイムの単位はメートル法主流に切り替わっていた。そのため幕末の日本では 1ドイム=1センチメートルと定義されている。(ウィキペディア (Wikipedia) 要約)



(板橋区立郷土資料館)

13ドイムモルチール砲 (砲弾付)

携行する際は、木盤の両側に取り付けられた革バンドに担竿を通し、二人で運搬することができた。

13ドイムハンドモルチールは、開発者の名にちなんでクーホルンとも呼ばれた。オランダ陸軍の制式火砲で、日本には天保年間から輸入されており、盛んに倣製が行われた。青銅製砲身の他鉄製砲身もあった。最大射程は763mで、全備重量は約70kgだった。

12ドイムハンドモルチールはオランダ海軍の制式火砲で、安政年間以降に日本へもたらされた。緒元は13ドイムの物とおおむね同じだが、点火装置がパークッションロックとなっている。薩摩藩兵の携帯白砲は全て12ドイムに統一されていた。

20ドイムモルチールは最大射程1,500mで、炸薬量73gの榴弾を発射するため破壊力は大きかったが、機動力に乏しかった。戊辰戦争では、上野山王台への支援砲撃、会津鶴ヶ城の攻城戦で使用され、戦果をあげている。(武器と防具 幕末編 著者：幕末軍事史研究会)

モルチール：弾径の比較的大きな榴弾(他照明弾・焼夷弾等も)を曲射により撃ち出す前装滑腔砲で、極めて短い砲身にちなんで日本では白砲と呼ばれた。射程は短い、弱装薬で発砲するため、弾殻の肉を薄くして炸薬量を増やすことが出来、砲弾の威力そのものは大きかった。陸戦用としては、20ドイムモルチールの他13ドイム・12ドイムのハンドモルチールが有った。このうち20ドイムモルチールは全備重量が669kgに達するため、幕末維新期の野戦では携帯に便利なハンドモルチールが多用された。

ハンドモルチールは白砲身を45度の仰角で木盤に固定したもので、装薬量をかげんすることで射程距離を調整した。

